



長野県報

10月11日(火)
平成17年
(2005年)
第1701号

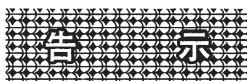
目 次

告 示

生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課)	1
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称の変更(厚生課)	2
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課)	2
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課)	2
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉課)	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林保全課)	3
解除予定保安林(2件)(森林保全課)	3
昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部改正(教学指導課)	4

公 告

准看護師試験(医務課)	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	5
平成17年度技術専門校の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集(雇用・人財育成課)	6
家畜伝染病発生の報告(畜産課)	8
土地改良区の定款変更の認可(土地改良課)	8
一般競争入札(県立病院課)	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止(事業課)	9



長野県告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年10月11日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林医院	諏訪郡富士見町境7372	平成17年8月12日
医療法人瑞乃会 神藤クリニック	上田市住吉400	平成17年9月1日
林眼科医院	岡谷市長地柴宮1-2-40	平成17年9月6日
加藤胃腸科医院	飯田市鈴加町1丁目20番地	平成17年7月10日
小島医院	飯田市主税町14番地	平成17年9月15日
両角内科医院	諏訪市大和2-7-11	平成17年9月30日
寺島薬局更埴店	千曲市寂蔵515-2	平成17年8月31日

厚生課

長野県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成17年10月11日

長野県知事 田中康夫

診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
中島産婦人科小児科	千曲市上山田温泉1-1-2	中島産婦人科小児科	中島産婦人科	平成17年9月1日

厚生課

長野県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年10月11日

長野県知事 田中康夫

診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
小林医院	諏訪郡富士見町境7372	平成17年8月13日
みやばやしこどもクリニック	松本市島立1748-2	平成17年9月1日
林眼科医院	岡谷市長地柴宮1-2-41	平成17年9月7日
加藤医院	飯田市鈴加町1丁目20番地	平成17年7月11日

厚生課

長野県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成17年10月11日

長野県知事 田中康夫

施術者

氏 名	施 術 所 の 名 称	施術所の所在地又は施術者の住所	指定年月日
増 沢 誠	増沢整骨院	北安曇郡松川村7019-302	平成17年9月1日
瀧 谷 武	――	松本市征矢野1-6-8-2	平成17年9月1日
若 林 淳	――	東筑摩郡坂井村9443	平成17年10月1日
田 口 信 宏	たぐち接骨院	上田市国分1-1-5	平成17年10月1日

厚生課

長野県告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
特別養護老人ホーム遠山荘	飯田市南信濃和田1550番地	平成17年10月1日

高齢福祉課

長野県告示第453号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

(1) 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木祖村大字薮原1373の1（次の図に示す部分に限る。）、1373の7、1374の1（次の図に示す部分に限る。）、王滝村774の1、774の10から774の12まで、774の38から774の40まで、774の42から774の47まで、920の24、920の25、921の11から921の13まで、3966の1、3966の6、3966の7、3966の12、大桑村大字長野2174・2175（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2176、2178の24から2178の31まで、2178の34（次の図に示す部分に限る。）、2178の35から2178の41まで、2178の42から2178の44まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2178の45、2178の46（次の図に示す部分に限る。）、2195

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

王滝村774の1、774の12、774の38から774の40まで、774の42、774の47

(1) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(1) 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町吾妻1567の1（次の図に示す部分に限る。）、1567の47

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吾妻1567の1（次の図に示す部分に限る。）

- (1) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第454号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

長野市大字小鍋字松山1046の2・1046の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第455号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上水内郡小川村大字高府字中釣根山4434の2・4435の1・4435の4・4436の1・字大川向山4422の4・字吉原5160の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県教育委員会告示第10号

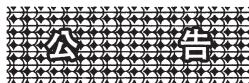
昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成17年10月11日から施行します。

平成17年10月11日

長野県教育委員会

本則の表中「本城村 坂北村 麻績村 坂井村」を「麻績村」に、「朝日村」を「朝日村 筑北村」に改める。

教学指導課

**公告**

准看護師試験を次のとおり行います。

平成17年10月11日

長野県知事 田 中 康 夫

1 実施日時

(1) 期日

平成18年2月26日(日)

(2) 時間

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場

松本市旭2-11-34

長野県看護職員研修センター（看護総合センターながの内）

3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目

4 試験方法

筆記試験（マークシート解答方式）

5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（平成18年3月までに該当する見込みの者を含みます。）

6 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書用紙（受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票）
- イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第1号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、平成18年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成18年3月6日(月)午前10時までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦

6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）

(2) 試験手数料

試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書にはって、消印しないでください。）により納付してください。
なお、納付した受験手数料は返還いたしません。

(3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間

平成17年12月16日(金)から12月22日(木)までの消印のあるもの

(4) 場所

県庁専用郵便番号 380-8570 長野県衛生部医務課

イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 日時

平成17年12月16日(金)から12月22日(木)までの土日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 場所 長野県衛生部医務課

7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、平成18年1月13日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 合格発表

(1) 平成18年3月13日(月)午後1時に長野県庁及び県内各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成18年3月13日(月)午後5時までに長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

9 その他

(1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手をはたて先明記の返信用封筒（角形2号33センチメートル×24センチメートル）を同封して、長野県衛生部医務課あて送付してください。

(2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業する見込みの者を含みます。）以外の者は受験できないことがあります。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の提出期間内に長野県衛生部医務課に申し出ください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることができます。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

10 試験に関する問い合わせ先

長野県衛生部医務課（電話 026-235-7144）

医務課